

## 『教育基本法「改正」とは何か』に思うこと（原稿版）

広瀬裕子（専修大学）

2004 年秋の日本教育行政学会の大会が、岡村さんと言葉を交わした最後になってしまった。近況などを語り合いながらも、正直、薄紙一枚隔てた居心地の悪い距離感をも感じながらのひとときであった。岡村さんが私に対して、腹膨るる思っていることは明らかであったからだ。

岡村さんも原告としてかかわった「君が代」裁判の資料集である『資料「君が代」訴訟』（「君が代」訴訟をすすめる会、緑風出版、1999）を、日本教育政策学会の年報（第 7 号、2000）に図書紹介した際に、私は、「君が代」はナショナリズムを今日的に論ずる場合のリアルな材料ではなくなりつつあるのではないか、ということを書いた。裁判に精力的にかかわっていた岡村さんとしては、愉快でなかったと思う。加えて、出たばかりの『日本教育行政学会年報・30』には、教育政策は価値観に関与しないというテーゼは見直さなければならぬのではないか、という趣旨の一文を私が書いていた。「教育目的・価値」の「法定」禁止という「近代原則」を改めて評価しようとしていた岡村さんには、そうした私の一連の言説は受け入れ難いものであったはずだ。

その場で岡村さんは、自分が意図するところについてなにがしかの説明をしてくれたのだが、それは世間話の一環という程度の断片的なものであった気がする。むしろ、持田栄一をきちんと批判しなければいけないと思う、と強調していたことが思い出されるものの、その時には真剣な話題としては聞いていなかったのは不覚であった。実のある言葉のキャッチボールができたとは全くいえないひとときではあったが、学会の大会の時くらいしか合う機会が無くなっていた岡村さんとの会話としては、なぜか十分な気もしていた。仕事の上では必ずしも一致しない部分を持つようになっていたとしても、公教育論にこだわるという思いは変わらずに共有しているという安心感は、お互い持っていたからである。

いずれにせよ、という流れで岡村さんが言ったのは、その年に出していた『教育基本法「改正」とは何か』（インパクト出版会）の、他の部分はともかくも、書き下ろしの部分（第 1 部の最初のセクション）だけでいいから読んでくれ、自分のいわんとすることはそこにある、ということだった。私は、無精にもその作業を先延ばしにしてしまった。

今になってそれらのページを繰りながら、そこに散見される一つでない視角に、岡村さんは事柄の整合に苦悩していたのかもしれないとも感じている。国民教育論批判を展開した持田栄一を継承して公教育論の構築を課題とし、その文脈で国家と国家による政策を激しく批判する岡村さんの論調は、岡村さんの公教育論の特徴の一つといってよいが、その論調に収まりきれない要素を見るのだ。例えば、次のような箇所がある。「もともと教育という行為は目的指向性を帯びた問題をはらむ行為です。目的に向けて導いていくものとし

ての教師と導かれる先のゴールを知らされない不安・疑心を抱えた子どもたちの関係が生み出す関係世界は、教育という行為の属性を最も深いところで規制しているものです」。これに続いて、「今回の『改正』が意図している『逸脱』の強化は、こうした『目的』をめぐる葛藤への国家の態度選択」です、と分析する(p.37)。「ゴールを知らされない不安・疑心」を国家が放置しなかったという側面への言及には、あの激しい国家批判のモチーフとは異なる現状分析の視角がある。もちろん私はこの現状分析を支持している。

公権力による何らかの方向づけが、アナーキー回避の文脈としてもあることを岡村さんは承知している。次の一節も付け加えておきたいと思う。「国家や法による『教育目的』や『価値づけ』なんかないほうがいい。そうなったからといってアナーキーにはならない。そんなことがないような社会の方に賭けた方がよっぽどいい」(p.45)。この賭けをどの程度の現実味において理解するかが、私と岡村さんでは違ってきていたのだと思う。